

## 第12編 その他行政委員会等

### 第1章 農業委員会

#### 第1節 農業委員会をめぐる国の動き

農業委員会は、農地法に基づく権利移動の許可など、農地に関する事務全般を行うことに加え、農地利用の最適化などを主な業務としており、毎月総会を開き、意思決定を行っている。

同委員会の主たる目的である農地利用の最適化を力強く進めるため、2015（平成27）年9月に農業委員会法が改正され、農業委員は選挙制と市町村長の選任の併用から市町村長の任命に変更となり、委員の過半数を原則として認定農業者とした。また、本改正により、担い手への利用集積推進、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進を担う農地利用最適化推進委員の設置が必要となり、農地利用最適化推進委員は推薦・公募により農業委員会が委嘱することとなった。

#### 第2節 本市の農業委員会

2004（平成16）年11月の合併時、本市には「西条市西条地区農業委員会」（選挙委員25人、選任委員7人）と「西条市東予周桑地区農業委員会」（選挙委員60人、選任委員7人）があったが、2005（平成17）年7月24日に「西条市農業委員会」（選挙委員40人、選任委員9人）に統合された。西条市農業委員会は、農地部会と農政部会を置いて運営していたが、2017（平成29）年7月に部会制を廃止し、新たに幹事会（会長、職務代理、農業委員5人、推進委員2人で構成）を設置した。

2017（平成29）年7月24日の改選以降は、農業委員24人（うち令和6年度末時点においては、中立委員1人、女性委員3人、青年委員3人）と農地利用最適化推進委員30人（西条地区10人、東予地区9人、丹原地区7人、小松地区4人）の合計54人の委員が連携し、本市農業の健全な発展に取り組んでいる。

同委員会では、「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、各年度の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「目標及びその達成に向けた活動計画」を決定し、公表している。2022（令和4）年度からは毎年度、最適化活動の目標を設定し、その実施状況及び達成状況について点検・評価し、農業委員会法によりその結果を公表している。

本市の農業委員会の事務局は市役所本庁にあり、西部支所に西部分室を配置して事務を行っている。また、2021（令和3）年から、同委員会の活動を知らせる広報誌「農業委員会だより」も発行している。

### 第3節 農地の権利移動と転用

農地法に基づく権利移動の許可等の状況は、図表12-1-1のとおりである。

図表12-1-1 農地法に基づく権利移動の許可等の状況

(単位：件、a)

区分 / 年度		H21		H26		R1		R5		R6	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
農地法 第3条	所有権移転	141	2,146	143	2,279	326	2,890	292	2,767	189	3,804
	賃借権設定等	13	266	3	24	50	464	6	61	1	30
	使用貸借権設定等	4	510	1	1	1	19	9	27	2	265
	計	158	2,922	147	2,304	377	3,373	307	2,855	192	4,099
農地法第4条		29	145	38	198	24	137	19	91	15	55
農地法第5条		153	1,030	157	1,337	176	1,462	140	1,627	129	1,307
自己農地転用制限の 例外処理*1		8	12	17	28	5	5	8	8	4	4
賃借権の合意解約通知*2		221	5,993	411	13,291	443	10,502	419	11,451	803	28,240

資料：農業委員会

\*1 農地法施行規則第29条（旧：同第5条第1項第1号）

\*2 農地法第18条第6項（旧：同20条第6項）

### 第4節 農用地利用集積計画に基づく権利設定の動き

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画は、農用地について利用権の設定や移転、所有権の移転を促進するもので、市が定める農業経営基盤強化促進に関する基本構想に基づき行われてきた。

2021（令和3）年12月に改正された基本構想において、おおむね10年後に効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア（集積率）を60%とする目標が定められたが、2024（令和6）年度末時点における本市の集積率は、57.4%となっている。

国は、2023（令和5）年度までに農地の集積率を80%とする目標を掲げていたものの、目標の達成が困難となったことから、農地の集約化と有効利用を一層促進するため、農業経営基盤強化促進法等を改正し、農用地利用集積計画による利用権設定は、2025（令和7）年4月以降、農用地利用集積等促進計画による農地中間管理機構を介した権利の設定等に一本化されることとなった。

農用地利用集積計画に基づく権利設定の状況は、図表12-1-2のとおりである。

図表12-1-2 農用地利用集積計画に基づく権利設定の状況

(単位：件、㎡)

区分/年度	H21		H26		R1		R5		R6	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
賃借権設定	1,341	42,822	1,237	42,291	1,245	41,285	1,260	41,932	1,425	4,997,807
使用賃借権設定	717	36,425	569	19,500	572	16,265	410	10,802	531	1,528,568
利用権移転	1	129								
所有権移転	21	530	32	985	97	2,255	56	1,796	62	193,615
計	2,080	79,906	1,838	62,776	1,914	59,805	1,726	54,529	2,018	6,719,990

資料：農業委員会

## 第5節 農業者年金

農業者年金は、農業者の老後生活の安定や農業者の確保を目的に国民年金の基礎年金に上乗せした公的年金制度で、1971（昭和46）年1月に発足し、2002（平成14）年1月に制度改正が行われ新制度となった。

本市では合併後も引き続き、農業者年金基金から受託し制度加入への促進等を行っている。

## 第6節 標準小作料

標準小作料は、農業委員会が地域の小作料水準の目安として定めていたもので、農地の種類、生産量、地形などの条件を考慮して、必要に応じて区分ごとに設定されており、農地の賃貸借契約を結ぶときに、貸主と借主が小作料の額を決める際の参考とされていた。

2009（平成21）年6月の農地法の改正に伴い、標準小作料制度は廃止され、現在は、農業委員会が過去1年間の実際に締結された農地の賃貸借契約における賃借料データを集計し、平均額、最高額、最低額などの情報を提供するようになっている。

## 第2章 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、選挙が公正に行われるように選挙に関わる事務を管理する自治体の行政委員会である。行政機関の一つではあるが、公平性を保つため、首長から独立した執行機関となっている。本市の選挙管理委員会は議会で選任された4人の委員と、事務局職員とで構成され、次の業務を処理している。

- ① 委員会の招集及び議事に関すること
- ② 委員又は補充員との連絡に関すること
- ③ 直接請求に関すること
- ④ 公職選挙法の規定による選挙の管理、執行に関すること
- ⑤ 最高裁判所裁判官国民審査法の規定による審査の事務に関すること
- ⑥ 選挙の諸証明に関すること
- ⑦ 選挙の啓発に関すること
- ⑧ 明るい選挙の推進に関すること
- ⑨ 検察審査会法の規定による検察審査員候補者の選定に関すること
- ⑩ 特別法の住民投票に関すること
- ⑪ 公職選挙法の規定による政治活動の規制に関すること
- ⑫ その他委員会の庶務に関すること

委員の任期は4年で、議員間の投票あるいは指名推薦により決定される。

委員会の運営は選挙管理委員会事務局が行い、2022（令和4）年8月の庁内組織再編後は、選挙の時期によって事務局の所在地が本庁と小松サービスセンター間を移動する。

歴代の選挙管理委員は次のとおりである。

平成16年11月～平成20年12月	宮下憲三、白石道正、玉井行雄、堀川泰規
平成20年12月～平成24年12月	塩出保允、山内一胤、高橋洋一、明比和子
平成24年12月～平成28年12月	別宮義勝、四之宮裕隆、明比和子、塩出保允
平成28年12月～令和2年12月	藤原孝司、恵美酒正文、伊藤健一、村上徳子
令和2年12月～令和6年12月	藤原孝司、伊藤健一、村上徳子、菅稔
令和6年12月～令和10年12月（任期）	梶本環、砂田宏司、黒河利広、余吾和夫

合併以降に執行された市・県・国政選挙等の状況は図表12-2-1、選挙人登録者の推移は図表12-2-2のとおりである。

図表12-2-1 合併以降に執行された市・県・国政選挙等の状況

(単位：人)

執行年月日	選挙の種類	投票・ 無投票の 別	当日 有権者数	投票者 総数	うち期日 前・不在者 投票者数	投票率	定数 (立候補者数)
H16. 11. 28	西条市長選挙	無投票					1(1)
H17. 4. 24	西条市議会議員選挙	投票	92,688	67,165	8,386	72.46	34(50)
H17. 9. 11	衆議院議員選挙	投票	93,976	59,819	7,576	63.65	1(3)
H19. 1. 21	愛媛県知事選挙	投票	93,758	39,379	4,526	42.00	1(3)
H19. 4. 8	愛媛県議会議員選挙	投票	93,438	52,042	6,218	55.70	4(5)
H19. 7. 29	参議院議員通常選挙(選挙区)	投票	93,903	56,626	10,033	60.30	1(3)
	参議院議員通常選挙(比例区)	投票	93,903	56,617	10,025	60.29	-
H19. 10. 21	西条市議会議員補欠選挙 (小松選挙区)	無投票					1(1)
H20. 11. 16	西条市長選挙	投票	93,280	45,933	5,517	49.24	1(4)
H21. 4. 19	西条市議会議員選挙	投票	92,603	63,126	10,785	68.17	30(34)
H21. 8. 30	衆議院議員総選挙(小選挙区)	投票	93,561	64,305	13,689	68.73	1(3)
	衆議院議員総選挙(比例代表)	投票	93,561	64,299	12,188	68.72	-
	最高裁判所裁判官国民審査	投票	93,515	62,684	12,123	67.03	-
H22. 7. 11	参議院議員通常選挙(選挙区)	投票	93,674	52,184	10,914	55.71	1(4)
	参議院議員通常選挙(比例区)	投票	93,674	52,174	10,907	55.70	-
H22. 11. 28	愛媛県知事選挙	投票	93,034	38,849	7,239	41.76	1(3)
H23. 4. 10	愛媛県議会議員選挙	投票	92,503	44,574	7,563	48.19	4(5)
H24. 11. 18	西条市長選挙	投票	92,591	59,381	11,619	64.13	1(3)
H24. 12. 16	衆議院議員総選挙(小選挙区)	投票	93,062	53,207	10,734	57.17	1(4)
	衆議院議員総選挙(比例代表)	投票	93,062	53,202	10,731	57.17	-
	最高裁判所裁判官国民審査	投票	93,018	51,846	9,442	55.74	-
H25. 2. 24	西条市議会議員選挙	投票	92,463	59,320	13,037	64.16	30(34)
H25. 7. 21	参議院議員通常選挙	投票	92,720	42,584	10,250	45.93	5(1)
H26. 11. 16	愛媛県知事選挙	投票	91,612	32,488	7,629	35.46	1(2)
H26. 12. 14	衆議院議員総選挙(小選挙区)	投票	92,032	44,633	11,679	48.50	1(3)
	衆議院議員総選挙(比例代表)	投票	92,032	44,624	11,676	48.49	-
	最高裁判所裁判官国民審査	投票	91,986	43,212	10,263	46.98	-
H27. 4. 12	愛媛県議会議員選挙	投票	90,857	45,429	11,124	50.00	4(6)
H28. 7. 10	参議院議員通常選挙(選挙区)	投票	93,326	50,933	15,810	54.58	1(3)
	参議院議員通常選挙(比例区)	投票	93,326	50,923	15,801	54.56	-
H28. 11. 20	西条市長選挙	投票	92,766	55,355	16,145	59.67	1(3)
H29. 2. 19	西条市議会議員選挙	投票	92,564	52,081	15,742	56.26	30(32)
H29. 10. 22	衆議院議員総選挙(小選挙区)	投票	92,498	48,035	21,250	51.93	1(4)
	衆議院議員総選挙(比例代表)	投票	92,498	48,031	21,249	51.93	-
	最高裁判所裁判官国民審査	投票	92,459	47,899	21,151	51.81	-
H30. 11. 18	愛媛県知事選挙	投票	91,256	32,965	11,340	36.12	1(3)
H31. 4. 7	愛媛県議会議員選挙	投票	90,443	36,834	12,081	40.73	4(5)
R1. 7. 21	参議院議員通常選挙(選挙区)	投票	91,352	46,843	18,780	51.28	1(3)
	参議院議員通常選挙(比例区)	投票	91,352	46,835	18,776	51.27	-
R2. 11. 15	西条市長選挙	無投票					1(1)
R3. 2. 14	西条市議会議員選挙	投票	89,929	48,856	16,015	54.33	28(33)
R3. 10. 31	衆議院議員総選挙(小選挙区)	投票	89,974	51,834	21,011	57.61	1(2)
	衆議院議員総選挙(比例代表)	投票	89,974	51,829	21,007	57.60	-
	最高裁判所裁判官国民審査	投票	89,936	51,699	20,898	57.48	-

R4. 7.10	参議院議員通常選挙（選挙区）	投票	89,517	43,914	18,403	49.06	1 (5)
	参議院議員通常選挙（比例区）	投票	89,517	43,909	18,398	49.05	-
R4. 11.20	愛媛県知事選挙	投票	88,598	28,883	12,982	32.60	1 (2)
R5. 4. 9	愛媛県議会議員選挙	投票	87,496	33,346	12,940	38.11	4 (6)
R6. 10.27	衆議院議員総選挙（小選挙区）	投票	86,990	46,918	19,915	53.93	1(3)
	衆議院議員総選挙（比例代表）	投票	86,990	46,913	19,910	53.93	-
	最高裁判所裁判官国民審査	投票	86,990	46,862	19,868	53.87	-
R6. 11.10	西条市長選挙	投票	86,558	44,839	19,068	51.80	1(3)
R7. 2.16	西条市議会議員選挙	投票	86,407	42,610	18,629	49.31	28(38)

資料：選挙管理委員会（事務報告書・一ほか）  
 国政選挙の定数等は選挙区のみ計上

図表12-2-2 選挙人登録者の推移

(単位：人)

項目 地区 / 年次	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
選挙人名簿	西条	47,272	47,618	47,872	48,026	48,043	48,111	48,232
	東予	27,094	27,073	27,049	26,906	26,811	26,720	26,686
	丹原	11,378	11,345	11,282	11,193	11,118	11,038	11,071
	小松	8,156	8,124	8,004	7,968	7,894	7,829	7,818
	計	93,900	94,160	94,207	94,093	93,866	93,698	93,807
在外選挙人名簿	西条	34	32	24	27	25	26	28
	東予	8	8	6	6	8	9	8
	丹原	9	9	9	11	11	9	9
	小松	3	3	2	2	3	2	3
	計	54	52	41	46	47	46	48
項目 地区 / 年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
選挙人名簿	西条	48,277	48,292	48,102	47,979	47,849	48,824	48,686
	東予	26,486	26,335	26,109	26,021	25,854	26,285	26,060
	丹原	10,986	10,915	10,817	10,692	10,575	10,623	10,450
	小松	7,761	7,738	7,677	7,567	7,493	7,573	7,485
	計	93,510	93,280	92,705	92,259	91,771	93,305	92,681
在外選挙人名簿	西条	29	24	26	27	21	21	20
	東予	8	9	9	10	9	11	10
	丹原	9	8	9	9	8	8	8
	小松	3	3	2	2	2	2	2
	計	49	44	46	48	40	42	40
項目 地区 / 年次	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
選挙人名簿	西条	48,474	48,326	48,161	48,042	47,885	47,369	47,015
	東予	25,800	25,621	25,346	25,069	24,759	24,392	24,134
	丹原	10,342	10,206	10,097	9,994	9,848	9,632	9,440
	小松	7,415	7,273	7,154	7,024	6,924	6,808	6,677
	計	92,031	91,426	90,758	90,129	89,416	88,201	87,266
在外選挙人名簿	西条	18	20	20	20	23	22	21
	東予	9	8	9	9	7	7	7
	丹原	7	7	7	7	7	5	5
	小松	2	2	2	2	2	3	3
	計	36	37	38	38	39	37	36

資料：選挙管理委員会  
 各年9月1日現在

## 第3章 監査

本市の監査委員は合併後2人であったが、2005（平成17）年4月から学識経験者を加えた3人に増員している。行政運営に関し識見を有する委員2人（常勤1人、非常勤1人）及び市議会議員から委員1人を選任している。

地方自治法の改正を受け、総務省が示した指針に基づき、西条市監査基準（令和2年4月1日施行）を策定し、次の7項目の監査等を行っている。

- ① 財務監査
- ② 行政監査
- ③ 財政援助団体等監査
- ④ 決算審査
- ⑤ 例月現金出納検査
- ⑥ 基金運用状況審査
- ⑦ 健全化判断比率等審査

2011（平成23）年度、2019（令和元）年度及び2024（令和6）年度には、準公金の取扱いについて行政監査を実施した。本市においては職務の関係上、市の歳入歳出である公金に属さない本市以外の団体等が所有する現金預金である準公金を管理する場合があります、西条市会計規則の適用対象外となっている。しかし、本市職員による準公金の取扱いにおいて事故等が発生した場合、市の管理責任が問われることになるため、行政事務処理手続の適正確保の観点から行政監査を実施した。準公金の取扱いはおおむね適正に処理されていたが、一部の団体等において出納簿や支出伝票処理に不適切なものが見受けられたため、速やかに対策を講じ、適正な事務処理を行うよう求めた。

2013（平成25）年度には、第三セクターの㈱西条産業情報支援センターが市から受託した業務の執行体制について市長から監査の要求があった。しかし、地方自治法に基づき、委託事業に係る出納その他の事務については監査を行うことができないものと監査委員が判断した。

歴代の監査委員は図表12-3-1のとおりである。

図表12-3-1 監査委員就退任記録

識見委員			議選委員		
氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日
村松 忍	H17.1.25	H21.1.24	井上 豊實	H17.1.25	H17.3.23
徳増 達史	H17.4.1	R 2.3.23(死亡)	伊藤 孝司	H17.5.11	H19.5.11
			高橋 和壽	H19.5.12	H21.4.23
飯尾 正	H21.1.25	H25.1.24	伊藤 孝司	H21.5.11	H23.5.11
			黒河 紘一郎	H23.5.12	H25.1.17
阿蘇 浩造	H25.3.27	H28.11.27	黒河 紘一郎	H25.3.27	H27.3.19
			越智 啓郎	H27.3.20	H29.2.23
越智 典雄	H29.1.11	R3.1.10	楠 学	H29.3.27	H31.3.20
			一色 輝雄	H31.3.21	R 2.2.17
徳増 竜伍	R 2.7.1	R6.6.30	行元 博	R 2.3.19	R 3.2.23
東元 道明	R 3.1.11	R6.11.27	一色 輝雄	R 3.3.26	R 5.3.23
			行元 博	R 5.3.24	R 7.2.23
徳増 竜伍	R 6.7.1	R10.6.30(任期)			
日野 徳久	R 7.3.1	R11.2.28(任期)	高橋 保	R 7.3.27	R11.2.23(任期)

資料：監査委員事務局

## 第4章 その他

### 1 固定資産評価審査委員会

地方自治法及び地方税法に基づき、固定資産の価格に対する納税者の不服に対しては、市長から独立した第三者機関として固定資産評価審査委員会を設置して、審査することになっている。

固定資産の価格について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までに文書により同委員会に審査の申出をすることができる。

本市の委員の定数は4人で、市民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市議会の同意を得て、市長が選任する。委員の任期は3年だが、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員会への申出件数の実績は図表12-4-1、歴代の委員は図表12-4-2のとおりである。

図表12-4-1 固定資産評価審査委員会 年度別申出件数

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
件数	0	1	20	2	2	1	0	1	2	0	0
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	

資料：総務課（事務報告書・一）

図表12-4-2 歴代固定資産評価審査委員会委員

氏名	就任年月日	任期満了期日
白石 充	H16.11.1	H17.1.24
一色 義徳	H16.11.1	H17.1.24
近藤 勉	H16.11.1	H17.1.24
山内 昭慶	H16.11.1	H17.1.24
関野 邦夫	H17.1.25	H20.1.24
高橋 伸行	H17.1.25	H20.1.24
武田 吉雄	H17.1.25	H20.1.24
徳増 達史	H17.1.25	H17.3.31
矢野 利夫	H17.4.1	H20.1.24
高橋 伸行	H20.1.25	H23.1.24
明比 義則	H20.1.25	H23.1.24
武田 吉雄	H20.1.25	H23.1.24
関野 邦夫	H20.1.25	H23.1.24
高橋 伸行	H23.1.25	H26.1.24
西山 眞晴	H23.1.25	H26.1.24
武田 吉雄	H23.1.25	H26.1.24
関野 邦夫	H23.1.25	H26.1.24
高橋 伸行	H26.1.25	H29.1.24
西山 眞晴	H26.1.25	H27.6.24
藤原 孝司	H26.1.25	H29.1.24
関野 邦夫	H26.1.25	H29.1.24

明日昭 歆	H27. 1.25	H29. 1.24
明日昭 歆	H29. 1.25	R 2. 1.24
関野 邦夫	H29. 1.25	R 2. 1.24
佐伯 哲也	H29. 1.25	R 2. 1.24
河上 清志	H29. 1.25	R 2. 1.24
明日昭 歆	R 2. 1.25	R 5. 1.24
佐伯 哲也	R 2. 1.25	R 5. 1.24
河上 清志	R 2. 1.25	R 5. 1.24
川原 孝俊	R 2. 1.25	R 5. 1.24
佐伯 哲也	R 5. 1.25	R 8. 1.24
川原 孝俊	R 5. 1.25	R 8. 1.24
杉野 啓一	R 5. 1.25	R 8. 1.24
武田 治彦	R 5. 1.25	R 8. 1.24

資料：総務課

## 2 公平委員会

地方自治法及び地方公務員法により定められた職員の勤務条件に関する措置要求に対する審査及び職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決を行う機関である。委員の定数は3人で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、市議会の同意を得て、市長が選任する。委員の任期は4年だが、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員会への措置要求・審査請求件数の実績は図表12-4-3、歴代の委員は図表12-4-4のとおりである。

図表12-4-3 公平委員会 年度別措置要求・審査請求件数

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

資料：総務課

図表12-4-4 歴代公平委員会委員

氏名	就任年月日	任期満了期日
佐伯 継一郎	H17. 1.25	H21. 1.24
戸田 裕喜	H17. 1.25	H19. 1.24
行元 和子	H17. 1.25	H20. 1.24
戸田 裕喜	H19. 1.25	H23. 1.24
行元 和子	H20. 1.25	H20.12.31
青木 千歳	H21. 1.25	H24. 1.24
村上 和也	H21. 1.25	H25. 1.24
戸田 裕喜	H23. 1.25	H27. 1.24
青木 千歳	H24. 1.25	H28. 1.24
村上 和也	H25. 1.25	H29. 1.24
佐伯 浩一	H27. 1.25	H31. 1.24
難波江 明美	H28. 1.25	R 2. 1.24
村上 和也	H29. 1.25	R 3. 1.24
佐伯 浩一	H31. 1.25	R 5. 1.24
佐々木 しをり	R 2. 1.25	R 6. 1.24
村上 和也	R 3. 1.25	R 7. 1.24
篠原 嘉明	R 5. 1.25	R 9. 1.24
佐々木 しをり	R 6. 1.25	R10. 1.24
村上 和也	R 7. 1.25	R11. 1.24

資料：総務課